

1 調査研究項目の設定について

前回の委員会で委員から意見聴取をした内容を踏まえ、正副委員長から調査研究項目を「議会基本条例の制定に向けて」に設定したいとの提案がなされ、承認された。

2 委員会開催スケジュールについて

県外視察を含む、今後2年間の委員会開催スケジュールが、資料1（P ）のとおり承認された。

3 今後の委員会の進め方について

条例に掲載すべき項目を抽出し、各項目を順次委員会ごとに検討していく方法が正副委員長から提案され、承認された。また、議員定数や議員報酬、日常的な議会運営の課題等については、意見交換を制限するものではないが、基本的には別の場で協議することとした。

【委員会において出された質問及び回答】

[調査研究項目についての質問及び回答]

問 議会基本条例に直接関係しない事項であっても、見直すべきことはすぐにも検討すべきであり、本委員会において協議を行い、議会運営委員会などで取り上げてもらうよう、委員会として働きかける考えはないか。

答 議会基本条例の制定に向けた検討項目の中で取り上げていくことは考えていない。しかし、各委員会開催の都度その他の項目を設け、その中で検討をし、まとまった要望等について議会運営委員会などに伝えていくことは考えている。

【委員会において出された主な意見】

[調査研究項目の設定に係る意見]

- 議会基本条例の制定に係る事項以外の検討すべき項目についても、話し合
っていききたい。
- 議員定数や議員報酬については検討項目から除外するとのことだが、単に、
協議会や審議会に委ねるということではなく、本市議会としての意思を明示
することも必要と考える。
- この2年間で議会基本条例を定め、その議会基本条例に基づいた議会活動
をした上で、任期後半の2年間に、議員定数や議員報酬が多いのか少ないの
かを、市民に判断してもらうことも一つの方法と考える。

[委員会開催スケジュールについての意見]

- 議会基本条例の制定に向けて多くの検討項目が出されると考える。その都
度、十分な情報提供が行われることとともに、委員会開催スケジュールにと
らわれることなく、臨機応変な委員会の開催を要望する。

[今後の委員会の進め方についての意見]

- 議会基本条例の制定に向けて11項目の検討項目を提案したい。1 議長の
マニフェスト・所信表明。2 反問権。3 請願を提出した市民に説明する
機会を与えること。4 公聴会・参考人制度の導入。5 議会報告会の開催。
6 ホームページなどの活用も含めた議案・会議資料の事前公開。7 会派
代表者会議や全員協議会などのすべての会議の原則公開。8 傍聴者への資
料提供の充実。9 委員会記録のホームページなどへの掲載。10 議員個々
の議案に対する賛否の公開。11 議案審査に要した資料の公開。
- 各項目を抽出することは必要であるが、まず基本理念を決めて、それから
個々の内容等について検討してはどうか。また、項目によっては、議会運営
委員会や会派代表者会議、議会報編集委員会などでも協議する必要もある
と考えるため、検討主体をどこにするかを決めていくことも必要である。
- 議会基本条例の条文そのものを読み比べると、どの市町のものも大きな差
はないが、そこへ至るまでのプロセスが大切である。本市議会においては、
一問一答方式をはじめ、議会改革を実践してきた。それらの項目も振り返っ

てひも解き、条例に反映させていくことも重要であり、それらを踏まえて検討することも必要と考える。

- これまでの議会運営委員会などでの検討・見直しは、内部における改革と感じており、市民目線での条例制定を期待したい。
- 市民に議会や議員の活動内容を伝えるといった観点から、6点ほど項目を挙げたい。1 市民の傍聴を増やすこと。2 広報の充実。3 議場の音響設備改修にあわせたモニター放映の周知。4 インターネットにおける情報配信。5 議会報告会。6 わかりやすい言葉を選ぶことや、傍聴者への配布資料を充実させることなど、わかりやすい議会を目指した議会活動。
- 他市町の議会基本条例には共通した部分が多々ある。そういったことを踏まえた場合、大切なことはその条例に書かれている理念を実行・運用していくことである。条例の項目を精査するとともに、運用方法を明確に定めていくことが重要である。